

東京経友会情報

—2007年6月号—

I. 平成18年12月開催した総代会において承認されました定款変更を所管行政庁へ認可申請を行い、平成19年1月に認可を受けました。概要は、以下のとおりです。

1. 新たに東京国税局が加わり全11省庁になりました。
2. 認可年月日 — 当初 平成4年2月10日 変更 平成19年1月31日
3. 地域も新たに1道、1府、13県が加わり全35都道府県に拡大しました。
4. 対象業種も新たに12業種が加わり全262業種になりました。

II. 組合概要 (平成19年5月31日現在)

- ・名称 東京中小企業経友会事業協同組合
- ・代表理事 宗村 秀夫
- ・設立 平成4年3月5日
- ・目的 中堅・中小企業の異業種による組合員の相互成長と発展の支援
- ・出資金 49,520,000円
- ・組合員数 4,298人
- ・所在地 東京都中央区京橋3-3-8 新京橋ビル6階
- ・所管及び認可番号

関東経済産業局(関産認協第1784号4)	関東信越厚生局(関厚発第0131003号)
関東地方整備局(国関整建一産第552号)	関東地方環境事務所(環関地廃発第070110001号)
関東農政局(農林水産省指令18 関生第1584号)	厚生労働省(厚生労働省発職第0131001号)
関東運輸局(関自整第613号)	警察庁(国公委生発第6号)
関東財務局(関財金4第10236号)	文部科学省(18諸文科総第1の44号)
	東京国税局(東局総総6-13)
- ・業種 建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸・小売業、不動産業、飲食店・宿泊業、サービス業など
- ・地域 東京都、北海道、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、沖縄県

「中小企業等協同組合法」が大幅に改正されましたが、当組合も今後、東京都中小企業団体中央会及び、関係各省庁と協議の上、漸次改正してまいります。